

## 地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る中期目標を次のように定める。

### 地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る中期目標

#### 前文

地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「市工研」という。）は、平成20年4月に地方独立行政法人化し、平成24年度までの5年間を期間とする第一期中期目標の達成に向け業務に取り組んできた。研究開発については、目標を上回る多くの外部資金を獲得し、企業との共同研究開発によって製品化等に至る高い実績を上げているほか、技術支援サービスについても着実に利便性の向上に取り組むなど、第一期中期目標をおおむね達成できる見込みである。

一方、収集した情報の市工研全体での共有化や事業への反映、利用拡大のための情報発信などについて課題があると考えている。

このため、第二期中期目標の期間においては、日頃の活動で得る貴重な情報を研究開発及び企業支援、マネジメント等に的確・迅速に反映させ、時代の要請に応じた先進的な研究開発、多様な企業ニーズに対応できる効果的・効率的な技術支援サービス及び情報発信に戦略的に取り組むことによって、付加価値の高い技術や製品をより一層生み出していく必要がある。

こうした中、大阪府市統合本部において、中小企業をはじめとする利用者の利便性の向上と総合的かつ高度な技術支援・研究開発を実施するため、市工研と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「産技研」という。）について、両研究所

の強みと特徴を生かし、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざし、新たな大都市制度移行時又は地方独立行政法人法改正後に法人統合するとの基本的方向性が示された。

そこで、両研究所の事業・サービス内容の精査を行い、経営戦略の一体化や業務プロセスの共通化、研究開発及び技術支援サービスにおける連携事業等を順次実施するなど法人統合に向けた取組を進めていく必要がある。

厳しい経済環境が続く中、中小企業が継続的に発展していくためには、日常的な技術課題や次代に向けた研究開発活動にきめ細かく、柔軟に対応できる支援機関が必要であり、市工研の果たすべき役割は今後ますます高まると考えられることから、これまで蓄積してきたノウハウと高い技術力を最大限発揮し、研究開発と技術支援サービスを一層推進していくため、大阪市はこの中期目標を策定し、市工研に対し指示する。

## 第1 中期目標の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進

グローバル化に伴う厳しい競争環境にある企業の技術開発を支援し、付加価値の高い技術や製品を数多く生み出し、大阪の産業の持続的発展に寄与するため、産業界に大きく貢献できる研究分野や今後成長が見込まれる研究分野等において、独創的で先進的な研究開発を推進する。

#### (1) 基盤研究の推進

企業における高度な技術支援を実施するため、中小企業の技術ニーズを踏まえ、大阪の産業界に大きく貢献できる分野において、付加価値の高い新技術・新製品の研究開発や技術的課題の解決に必要な研究開発、時代を先取りする研

究開発等に取り組み、企業に技術移転するための独自技術シーズを創出する。

(2) 研究成果の普及推進

研究成果や研究の過程で得られた知見について、学会等での発表や研究論文の発表等に積極的に取り組み、成果普及に努める。

(3) 産学官連携によるプロジェクト研究の推進

新産業の創出を促す技術革新につながる研究課題については、企業や大学、研究機関と連携し、柔軟な研究組織編成によって製品化をめざした共同研究開発に積極的に取り組む。

(4) 外部資金導入研究の推進

市工研が保有する研究成果を有効に活用して、中小企業のニーズや社会的ニーズに幅広く応えていくため、積極的な資金獲得に努め、外部資金を導入した研究開発を計画的に実施する。

2 研究成果等の活用による技術支援サービスの強化

技術的課題を抱えるものづくり企業の多様なニーズに対応し、質の高いきめ細やかなサービスを柔軟かつ迅速に提供できるよう、技術相談をはじめ依頼試験分析、機器・装置使用、受託研究、技術者養成等、各種技術支援サービスを強化する。

(1) 技術相談サービスの充実

中小企業の様々な技術相談ニーズに対応できるよう、相談業務の効率的かつ効果的な実施と利用者の利便性向上の視点から、相談体制の充実に努める。また、市工研が保有していない技術分野の相談についても、他機関と連携して対応する。

(2) 依頼試験分析、機器・装置使用等のサービスの向上

製品の特性評価や事故原因究明によって、中小企業の技術課題の解決及び付加価値の高いものづくりを支援するため、試験内容等の充実に努めるとともに、

対外的に信頼性のある精度の高い試験結果を提供する。また、中小企業が使用できる機器・装置の拡大を図るなど利便性を高める工夫を行い、利用者の視点に立ったサービス向上に取り組む。

(3) 受託研究の高度化

受託研究について、市工研の研究成果や技術ノウハウ等の活用により高度な研究依頼に対応し、困難な技術課題の解決を図るとともに、受託研究で得た研究開発成果の製品化をめざして、受託研究終了後も企業に対するフォローアップ業務に取り組む。

(4) 企業における技術者養成の充実

高度な研究開発と新技術の創出を担い、将来にわたり大阪のものづくりを支えていくことのできる人材を育成するため、産業界のニーズに対応した技術者養成の充実を図る。

(5) 知的財産の積極的な活用

研究成果である知的財産の実用化に向けた積極的な企業支援を行うとともに、企業との共同研究については、特許の共同出願を推進する。

3 企業支援のための情報収集・分析及び積極的な情報発信

企業ニーズや技術開発動向等の情報を収集、分析するとともに、企業活動に役立つ情報を積極的に発信する。

(1) 企業ニーズや技術開発動向等の情報収集・分析

企業ニーズや産業界の技術開発動向等の情報を収集し、研究活動及び企業支援に生かせるよう、顧客情報の整理を含めた情報の集約、分析に取り組む。

(2) 積極的な情報発信

市工研の研究成果や技術情報を企業活動に役立ててもらえるよう、セミナーや展示会等を通じて積極的に情報提供する。

また、市工研の認知度を高め利用拡大につながるよう、インターネットの活

用等により、市工研の技術支援情報や活動内容を広く発信、PRする。

#### 4 大学・研究機関、企業等との連携の促進

市工研の研究成果を基盤として、大学・研究機関等の持つ技術シーズやノウハウを活用し、新技術・新製品の開発や新分野への進出につながる企業の研究開発の創出を支援するため、産学官連携及び企業間連携による取組を推進する。また、その他各種中小企業支援機関との連携の促進により、研究成果の製品化及び売れるものづくりを支援する。

##### (1) 産学官連携の促進

新技術・新製品の開発や新分野への進出につながる研究開発を創出するため、市工研、大学・研究機関、企業等それぞれの研究成果や研究資源を活用し、産学官連携及び企業間連携による取組を推進する。

特に、公立大学法人大阪市立大学・同大阪府立大学とは、両大学の保有する豊富な技術シーズを中小企業の付加価値の高いものづくりに生かせるよう、連携を推進する。

##### (2) その他支援機関との連携の促進

大阪市の中小企業支援機関である大阪産業創造館との連携によって、技術と経営の面から総合的な支援を行う。

また、業界団体や公設試験研究機関等の外部機関と相互に連携することにより、企業の様々なニーズに応じた支援を実施する。

#### 5 産技研との統合に向けた取組の推進

産技研との統合によるマネジメントの一元化を通じた効果的な事業展開と効率的運営を見据え、先行して経営戦略の一体化や業務プロセスの共通化、研究開発や技術支援サービスにおける連携事業の実施など、機能面の実質的な統合と事業の効率化を図る。

##### (1) 経営戦略の一体化に向けた取組

両研究所の役員や外部機関等から構成する合同経営戦略会議により経営方針を一体的に協議するなど、経営戦略の一体化に取り組む。

(2) 業務プロセスの共通化に向けた取組

スムーズな法人統合、共通の課題解決、両研究所の強みの発揮のため、研究テーマ選定会議等の合同会議の設置など、業務プロセスの共通化を図る。

(3) 研究開発における連携の推進

両研究所の得意分野を融合させ、高度な共同研究開発を実施するなど、研究開発において連携を推進する。

(4) 技術支援サービスや情報発信等における連携の推進

両研究所の強みや特徴を生かして相乗効果を創出し、中小企業の利便性を向上させるため、共通技術相談窓口の設置など、技術支援サービスの一体化等に連携して取り組む。

また、広報活動や職員研修を合同で実施するなど、連携による効果的・効率的な事業運営に積極的に取り組む。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 自主的、自律的なマネジメントの実行

市工研の使命を自覚し、柔軟性・機動性の高い組織体制を確保するとともに、研究開発事業と技術支援事業とのバランスを取り、質の高いサービスを継続的に提供できるよう、適正なマネジメントを行う。

2 職員の能力向上に向けた取組

職員のモチベーションを向上させる取組を行うとともに、中小企業支援などに関して広い視野を持つ職員を育成する。

(1) 職員の意欲の喚起

技術支援事業や研究開発事業等に効率的かつ効果的に対応していくため、そ

それぞれの業務において適切な評価を実施するなど、職員のモチベーションを向上させる取組を行う。

## (2) 職員の人材育成

中小企業支援などに関して広い視野を持つ職員を育成するための取組や自己研鑽<sup>さん</sup>の取組を推進し、職員一人ひとりのレベルアップを図る。

## 3 業務の効率化

業務内容を精査し契約方法の改善や外部への委託、外部人材の活用など、業務内容や処理手続を見直し、業務運営の効率化を図る。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 事業収入の確保

企業ニーズに対応した質の高いサービスを提供することにより、法人収入の向上を図る。また、競争的資金等の外部資金の獲得に努める。

### 2 経費の節減

管理経費などの固定的経費の抑制に努めるとともに、各業務の収益性を精査し、適切な予算の執行に努める。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設の活用及び整備

施設を適正に管理し、有効に活用するとともに、利用者の安全確保やニーズに的確に responding していくため、計画的な整備に努める。

### 2 安全衛生管理対策

利用者への良好かつ安全な利用環境の提供と、職員が快適かつ安全な労働環境で業務に従事できるよう、安全対策の徹底と事故防止に努める。

また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるようにする。

3 環境に配慮した取組の推進

環境への負荷を低減するため、環境に配慮した業務運営に努める。

4 情報公開の推進

公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、経営情報の公開に取り組む。

また、事業内容や運営状況に関する情報公開請求に対しては、迅速に対応する。

5 法令遵守に向けた取組

法令遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行する。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する次第である。



(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。